

(参考資料)

古賀市火入れに関する条例の一部を改正する条例新旧対照条文

(下線部分は改正部分)

改 正	現 行
<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>強風注意報若しくは乾燥注意報が発表された場合又は林野火災に関する注意報若しくは火災に関する警報が発令された場合には</u>、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合、<u>強風注意報若しくは乾燥注意報が発表された場合又は林野火災に関する注意報若しくは火災に関する警報が発令された場合</u>には、速やかに消火しなければならない。</p>	<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、<u>異常乾燥注意報</u> <u>又は火災警報</u> <u>が</u>発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる<u>とき</u>又は強風注意報、<u>異常乾燥注意報又は火災警報</u> <u>が</u>発令された<u>とき</u>には、速やかに消火しなければならない。</p>